

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン連携施策の取組評価及び第2次共生ビジョン連携施策一覧表

※甲は弘前市、乙は関係市町村を指す

資料 3

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針		第2次共生ビジョンでの取組内容										
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針	現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源	
1 生活機能の強化	医療	救急医療体制の維持及び充実	圏域の救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともにその充実を図る。	休日及び夜間における一次救急診療事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村	弘前市が弘前市医師会、歯科医師会に指定管理及び委託し、休日・夜間急患診療体制(弘前市急患診療所)、休日在宅医診療体制の維持を図った。また、休日急患診療体制(弘前市急患診療所)において、平成27年10月から外科を開設し、急患医療体制の充実を図った。	今後も、弘前市が弘前市医師会、歯科医師会に指定管理及び委託し、休日・夜間急患診療体制(弘前市急患診療所)、休日在宅医診療体制を維持するとともに、その充実を図っていく。	圏域における救急医療施設及び機能は、弘前市に集中している状況にあり、救急医療については、弘前市の施設並びに黒石市の一部施設を利用せざるを得ない状況にある。このため、一次救急については、弘前市が設置、運営している急患診療所及び休日在宅医診療事業を維持継続する必要がある。	弘前市が弘前市医師会、歯科医師会に指定管理及び委託して実施する休日・夜間急患診療体制(弘前市急患診療所)、休日在宅医診療体制を維持するとともに、その充実を図る。	圏域における救急医療体制を連携強化することで、圏域住民が安心して暮らしていくための医療サービスを提供することができる。	急患診療所の運営							病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税)
				休日在宅医診療														
				休日及び夜間における二次救急診療事業		平成29年度より連携開始予定 (新たに協定を締結せずに現行の協定内容で実施可能)		圏域における救急医療施設及び機能は、弘前市に集中しており、多くの圏域市町村は、二次救急医療においても弘前市内の病院医療施設を利用している状況である。また近年、医師の高齢化等で輪番当直を行う医師不足のほか、輪番制に参加する病院数が減少するなど、病院群輪番制の維持が困難な状況である。さらに、平成26、27年度と外科の輪番病院の離脱が相次いだことを受け、弘前大学大学院医学研究科に二次輪番体制の維持や救急研修医の確保に寄与することを目的とした寄附講座「地域救急医療学講座」を開設し、輪番制の維持・充実策を行っているものの、引き続き医師の確保をはじめとする二次救急医療提供体制の維持が大きな課題となっている。	圏域の二次救急医療提供体制を確保するため、弘前市が運営している病院群輪番制を圏域市町村の協力を得て維持するとともに、その充実を図る。	病院輪番制の運営								
										寄附講座「地域救急医療学講座」の開設								
	福祉	子育て支援の充実	圏域の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が行う特別保育事業の対象区域を圏域に拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。	特別保育事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村	・特別保育事業を他市町村の住民が利用できる環境は整っており、国・県の補助金を受け当該事業を実施している各保育所等が、他市町村の住民についても個別に相談を受け、対応している。 ・他市町村の住民の利用状況は、月毎に把握し、利用も伸びてきているため、今後も連携して実施する。	・今後も特別保育事業を実施し、弘前圏域での連携を継続する。 ・PR活動について協議検討する。	生活圏の広域化に伴い、周辺市町村から弘前市に通勤する地域住民が増えてきており、弘前市内の勤務先の近くで子育て支援を受ける機会の拡充が求められている。このため、現在、圏域では保育所の広域入所が実施されている。また、平成27年度からは、保育所のほか、認定こども園へ移行した施設や幼稚園での預かり保育も事業の対象としている。	弘前市が実施している下記の事業について、関係市町村の住民を対象を拡大した子育て支援策を実施する。 1) 一時預かり事業(利用児童以外の一時的な保育サービス) 2) 休日保育事業(日曜・祝日に係る児童の保育サービス) 3) 地域子育て支援拠点事業(子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等)	ライフスタイルに応じた子育て支援サービスの選択肢が増えることで、安心して子育てができる環境の充実につながる。	特別保育事業の実施						・子ども・子育て支援交付金(国) ・地域子ども・子育て支援事業費補助金(県)	

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針	
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針
1 生活機能の強化	教育	学校給食の充実	甲が設置する学校給食センターから乙の学校給食未実施校に対して学校給食を提供するため、その時期及び内容等について継続的に検討し、及び検証を行い、学校給食の提供を行う。	学校給食充実事業	弘前市、黒石市	黒石市の学校給食未実施校に対して、弘前市の東部学校給食センターから学校給食を提供できないか、実施時期及び実施内容について協議を重ねることとし、平成24年3月に黒石市教育委員会で決定した「黒石市立小・中学校適正配置」を受けて平成27年度の実施を目指していたが、平成30年度に延期となり、その後平成32年度に再延期となった。その間東部学校給食センターでは、設備や機器の更新等を計画的に進めた。	平成28年5月に黒石市において、学校給食の実施と小・中学校適正配置を総合的に進めていく中で、給食については自校式で進めるという方針が決定したことから、当該事業については中止とすることとした。
	教育	学校教育環境の整備	乙から甲への中学校教育事務委託の実現のために、学校教員、保護者、地域住民及び教育委員会職員による東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議会において意見交換し、学校間及び地域間の交流を推進する。	東目屋・西目屋児童生徒等交流推進事業	弘前市、西目屋村	平成24年6月より東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議会を設置し、平成27年1月まで計6回の協議会を開催し、意見交換を重ねた。3年間の事前交流を実施した結果、児童・生徒間、教員間、保護者間など、さまざまな面での交流が深まり、地域間の融和や両地域の一体感が生まれたことから、平成27年度より西目屋村からの中学生教育事務委託が実現し、弘前市立東目屋中学校において西目屋村の中学生の受け入れを開始した。	・事業完了
	教育	大石武学流庭園の調査、普及及び活用	圏域内の指定名勝及び登録記念物の庭園を核として、大石武学流庭園の掘り起こしを行い、津軽独自の庭園文化の普及及び活用を図る。	大石武学流庭園調査・活用事業	弘前市、黒石市、平川市	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度、弘前市内に所在する3つの国指定名勝候補庭園の現況測量調査を、弘前市直営で実施した。 平成27年9月23日に「大石武学流庭園シンポジウム」をヒロロで開催し、164名の来場を得た。 平成28年8月11日に「大石武学流庭園サミット&バスツアー」を黒石市および平川市と連携して開催した。サミットは、ホテルナクアシティ弘前で開催し、210名の来場を得た。バスツアーは、3市に所在する国指定名勝庭園を巡り、98名の参加を得た。 平成28年度、弘前市内に所在する3つの国指定名勝候補庭園の詳細測量調査を、弘前市発注で専門業者に委託し実施した。 調査の実施やイベントの開催により、大石武学流庭園の顕在化が図られたことから、今後も継続実施したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 大石武学流庭園の調査を継続実施する。 大石武学流庭園を活用したイベントや観光面などにおける宣伝については、平成29年度から拡充する方向で検討する。

第2次共生ビジョンでの取組内容										
現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源	
<p>当該事業については、中止により第2次共生ビジョンには掲載しない。 (平成29年度 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定を変更予定)</p>										
<p>当該事業については、事業完了により第2次共生ビジョンには掲載しない。 (平成29年度 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定を変更予定)</p>										
津軽地方で独自に発展・広がりを見せた大石武学流庭園は、全国的に見ても非常に地域性豊かな庭園文化として、国内外から高い評価を受けている。しかしながら、独自の流派として継承されてきた大石武学流庭園の文化財的価値は高いものの、その価値の理解は一部の市民・観光客の間に留まっている。さらに、現在、圏域内に残っている庭園のほとんどは、個人所有となっており、生活様式の変化や少子高齢化などにより、庭園の改変・取り壊しが見られるなど、庭園そのものの存続が危ぶまれる状態にある。	<ul style="list-style-type: none"> 大石武学流庭園の適正な保存と活用のため、専門家等で構成された検討委員会を設立し、庭園の調査・評価方法、活用の在り方等を明確にする。 圏域独自の庭園のブランド戦略を図り、観光コンテンツとしての磨き上げを行う。 モニターツアーを行い、観光コンテンツとしての評価を各庭園に与え、その評価を盛り込んだガイドブックを刊行する。 圏域ブランドとして庭園文化を国内外に発信する。 	庭園の適正な保存・継承に繋がるとともに、市民・観光客に対して、庭園の価値を広く周知することが可能になり、さらには、観光資源として活用することで、圏域への誘客も期待できる。	調査	→						名勝地調査事業費補助金
			情報発信	→						

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針		第2次共生ビジョンでの取組内容									
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針	現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源
1 生活機能の強化	教育	重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）における修理修景等事業及び活用事業の推進	圏域内で甲乙に所在する両重伝建地区に対する愛情・誇り・一体感を醸成し、圏域外からの観光客の流入と周遊を図るため、修理修景等事業の推進及び圏域内外への情報発信等の広報活動に取り組む。	重要伝統的建造物群保存地区修理修景等及び活用事業	弘前市、黒石市	・平成27年度の修理修景事業は、弘前市で国庫補助事業4件、市単独事業4件を実施した。また、黒石市で国庫補助事業3件を実施した。 ・修理修景事業の実施により、地区の景観保全が図られているため、今後も継続実施したい。	・修理修景事業を継続実施する。 ・地区への愛着心を醸成するため、地域間交流を兼ねた研究会やバスツアーを実施する。 ・地区の特徴や魅力を紹介する共通パンフレットを作成する。	地区住民の協力のもと、良好な景観が維持されており、さらには、その良好な景観を観光資源の1つとして観光面に活用している。しかしながら、社会環境や生活様式の変化に伴う改修を求める事例の発生や、少子高齢化による空き家の増加などにより、年々景観の保全が困難になってきている。	・圏域に所在する重要伝統的建造物群保存地区の景観の保全に資する修理修景事業を推進するため、補助金を交付する。 ・既存パンフレットの相互交換を行う。 ・地区の特徴・魅力を紹介する共通パンフレットを作成し、情報発信する。 ・保護意識を醸成するとともに、地区への理解を図るため、見学会や研修会を開催する。	良好な景観を維持することで、地区住民の保護意識や愛着心の醸成が図られるとともに、観光資源として活用することで、圏域への誘客も期待できる。	修理修景						伝統的建造物群保存事業費補助金
											情報発信						
	産業振興	食産業の育成	圏域の豊富な農産資源等を活用した付加価値の高い商品づくりや販路開拓に取り組む事業者を支援するための体制を整備する。	農商工連携・6次産業化促進事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村	①平成24年度より「専門家の配置」を実施。加藤哲也氏を起用し、異業種間のコーディネート活動やアドバイス等を行い、農商工連携や6次産業化を促進した。専門家の派遣により、コーンスープやシードル、ドレッシング、ジャム等多数の商品化を支援した。ただし、中南地域県民局や21あおもり産業総合支援センターでも、弘前圏域に専門家を派遣しているため、今後はそれらの専門家派遣を活用することとし、当該事業は平成28年度で終了とする。 ②平成25年度より「見本市への出展」を実施。国内最大規模の食品展示商談会に出展。出展事業者の中には、1,100万円規模の成約を結んだ事業者もいるなど、期待した効果が得られているため、今後も継続して実施する。	①「専門家の配置」は、他機関の同内容の事業を活用することとし、平成28年度で終了する。 ②「見本市への出展」は、今後も実施し、弘前圏域での連携を継続する。	圏域はりんごを始めとした豊富な農産資源を有する地域であり、ジュースや製菓等に加工した商品が流通しているものの、販売先は周辺市町村に限定された小規模市場が主となっており、首都圏や西日本等への販路開拓が課題となっている。	地元農産物や加工品の販路拡大を支援するため、各業界のバイヤーが多数来場する展示商談会に出展し、商談の機会を提供する。	新たな市場を開拓することで、競争力の高い企業が育成され、雇用創出も期待できる。また、販路拡大による商品生産量の増産は、加工用原料を生産する農家の所得向上も期待できる。	見本市への出展						無し
産業振興	企業誘致活動の推進	地域の雇用確保及び経済の活性化を図るため、圏域市町村と立地に係る情報を共有し、圏域全体としての立地環境、魅力や強みを企業へ情報発信するなど、圏域一体となった企業誘致活動を展開する。	企業誘致圏域連携事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村	①平成25年度に「弘前圏域定住自立圏企業立地ガイド」を作成。そのガイドブックを基に情報発信を行った。 ②首都圏で開催される民間及び県主催のフェアへ出展し、圏域のPRを実施することができた。しかし直接、誘致に繋がる案件はなく今後の情報発信の手法を検討することが必要である。	①ガイドブックによる情報発信に加え、新たな情報発信ツールを検討し、圏域の立地環境をPRする。 ②県と連携し、効果的な情報発信を行う。	現在は、人口減少や高齢化は歯止めがかからず、特に若年層の流出が激しい中で、産業振興や雇用増加、地域の活性化を図るためには、これまで以上に圏域市町村が連携して企業誘致に力を入れていく必要がある。また近年において国ではICTやAIなど非製造業の推進を図っていることから新たな産業の誘致も視野に入れ、誘致活動を展開していく必要がある。	圏域に係るガイドブックの情報の更新に加え、ホームページに企業誘致に関するページを設け、その中で圏域全体のPRを実施する。青森県が主催するフェアまたは県が出展しているフェアへ参加し、連携しながら情報発信を行う。	新たな業種業態の企業を誘致ターゲットにすることで地域の雇用を確保するとともに、首都圏から地方への人の流れをつくる。また、若者の流出を防ぐことで地元定住を促進する。	情報発信 (紙媒体、ホームページ、イベント出展)						無し	

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針		第2次共生ビジョンでの取組内容										
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針	現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源	
1 生活機能の強化	産業振興	農作物猿害防止体制の構築	農作物猿害の軽減に向けて、甲及び乙地域における猿の生態を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、連携による農作物猿害防止体制の構築に取り組む。	農作物猿害防止対策事業	弘前市、西目屋村	平成25年度から事業を開始し、平成27年度までに2基のGPS装置及びGPS機能付き携帯電話を取り付け、行動域データを取得した。 さらに、平成28年度はテレメトリー発信器による行動域調査を実施したところ、4つの群れの行動域を長期的に調査できた。 平成28年度時点において、まだ行動域を特定できていない群れを目視で確認していることから、今後も継続して実施する必要がある。	今後も行動域調査を実施し、圏域での連携を継続する。	・弘前市及び西目屋村地域における猿の生息分布は拡大しているものと推測され、農作物の猿害についても広範囲にわたって発生し、その被害は深刻化している状況にある。 ・猿の駆除や追い払い等について、現在、弘前市と西目屋村が各々実施している状況にあり、より効果を上げるため、連携による広域的な取組を行う必要がある。	・猿の行動域調査を行っている団体等へ弘前市及び西目屋村地域の調査を依頼するなど、猿の生息数、群れの数、行動域等の管理をする。 ・弘前市と西目屋村が隣接する各地域に巡視員を配置して、情報交換や捕獲用わなの共同設置など、連携を図る。 ・行動域データをもとに群れの管理を行うため、捕獲による間引きや、先回りによる追い払い等を実施する。	弘前市及び西目屋村地域内の広範囲に生息する猿の行動域等を把握することにより、猿の動きを事前に察知し、出没箇所を特定するなど、効果的な駆除や追い払いが可能となり、農作物の猿害防止が図られる。	猿の行動域調査							無し
											巡視員の連携							
											捕獲や追い払いによる群れの管理							
	観光振興	広域観光商品の充実	圏域への誘客につながる広域観光商品の充実を図るため、圏域に求められる観光ニーズを調査し、及び検証するとともに、観光商品を開発する首都圏の旅行代理店等へ効果的な情報発信を行う。	広域観光商品情報発信事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	・平成24年度、設立総会を開催し、協議会を設立。 ・平成25年度、周遊旅行商品体験ツアーを開催し、参加者によるアンケート調査や意見交換会を実施。圏域の観光商品に対する意見やニーズを把握し、以降の情報発信やツアー実施に活用することができた。 ・平成25年度、県観光連盟の首都圏キャンペーンと協力し、広域観光PRを実施。また、平成26年度～28年度においては、名古屋圏域での観光キャンペーン及びフジドリームエアラインを利用したツアーを実施。各キャンペーンとも、旅行代理店等への情報提供や観光PRを圏域一体で効果的に実施できた。 ・青森港へのクルーズ船入港に伴い、青森港、弘前駅でクルーズ船乗客に対する観光案内を実施。増加する外国人観光客に圏域を印象づけることができた。 ・平成27年度、タレントを活用した圏域のPR番組を制作、放映及びパンフレットやウェブサイトを作成。圏域の魅力ある観光情報を全国発信することができた。 ・平成27～28年度、北海道新幹線開業や青函DCに伴い、弘前駅での観光PRを実施。また、平成28年度には弘前さくらまつりやはこだてグルメガーデンにブースを設置し、観光PRを実施。各種観光PRとも、旅行社の圏域内での周遊促進につながるよう実施した。	広域観光商品の充実を図るとともに、首都圏を中心とした旅行代理店や交通事業者に対し、情報発信を実施する。 圏域内外で行われるイベント等において、圏域観光情報の発信を実施する。	旅行形態は、交通手段の発達や、サービスの向上などにより、国内外を問わず、団体、グループ、個人などの多様なニーズに合わせた情報発信が必要となっている。 当該地域では、広域観光圏の形成や周遊促進など、魅力度の向上をはかり、発地側で効果的な情報発信をすることが重要となっている。	国内旅行者はもとより、外国人旅行者も意識した観光コンテンツの磨き上げ、掘り起こしにより広域観光商品の充実を図る。 首都圏を中心とした旅行代理店や交通事業者などに対し、広域観光商品の情報発信を実施する。 各種イベント等において、圏域観光情報の発信を実施する。	津軽エリアへの広域観光商品が充実することで、誘客が促進され、同時に地域経済も活性化される。	広域観光商品の検証と充実							無し
											情報発信							

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針		第2次共生ビジョンでの取組内容										
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針	現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源	
1 生活機能の強化	地域防災	広域備蓄体制の整備	大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、青森県と連携しながら、燃料、毛布、飲料水等の物資を備蓄する体制を整備する。	広域災害に対応することができる備蓄拠点の整備	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	・弘前市では平成26年度に備蓄計画を策定し、防災アセスメントの結果を基に必要な食料、物資の備蓄を進めているが、県及び定住自立圏内自治体との連携は進んでいない。	・定住自立圏内自治体の個々の備蓄状況や今後の整備予定を情報共有したうえで、広域的な備蓄体制に関して協議し、必要に応じて県に要望を行いながら、定住自立圏内の広域備蓄体制の確立を目指す。	・大規模な災害が発生した場合は、近隣にある定住自立圏内自治体間での協力が不可欠であるが、現在のところ、十分な連携体制がとられていない状況である。 ・援助が必要な時に、迅速に対応できる広域的な連携体制の確立が必要である。 ・圏域内の連携で対応可能な場合のほか、圏域を越えて圏外との連携が必要な場合についても、県の役割も考慮した体制の確立が必要である。	・様々な災害態様を想定し、必要な備蓄物資の内容・数量等を確保する。(県が整備すべき内容について県へ提示) ・備蓄拠点となる建築物等の位置、規模、管理方法等の検討・協議を行う。(県の「防災物流インフラ強化計画」との関係も考慮する。) ・広域備蓄計画の策定を行う。 ・備蓄物資の使用等に関する取決め等の策定を行う。	大規模・広域的な災害時に被災者等に対する物資供給が迅速に行われる。	必要な備蓄物資等の確認	→						無し
											広域備蓄計画等の策定		→					
												物資整備・運用開始					→	
	地域防災	合同防災訓練等の実施	大規模・広域的な災害の発生時に、自治体及び関係機関が連携した対応ができるようにするため、組織間連携の確認と向上を目指した合同防災訓練を実施する。	8市町村合同防災訓練 8市町村防災担当職員合同研修会	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	弘前市が実施する総合防災訓練や研修会等に定住自立圏内自治体からも参加することで、ある程度、各自自治体の防災力の向上が図られたと思われるが、さらに効果的な訓練・研修内容の検討・実施が必要である。	今後も、弘前市が実施する各種訓練、研修等への定住自立圏内自治体からの参加を促すとともに、自治体の枠を超えた広域的な訓練や研修の実施について検討を行う。	・これまでも、定住自立圏内自治体が弘前市の総合防災訓練に参加するなど、圏域内の防災力向上に努めてきたが、災害対応における実働面の連携が図られているとは言い難い状況にある。 ・大規模、広域的な災害の対応は、自治体間の連携が必要であり、自治体それぞれの災害対応力向上のための訓練はもとより、圏域全体としての災害対応力の向上を図るための訓練等の検討・実施が必要である。	・合同総合防災訓練の開催(各自自治体開催の総合防災訓練に参加する。) ・合同研修会等の実施(図上訓練等の開催)	合同の訓練等を実施し、災害対応に必要な事項等の認識を共有することにより、圏域の防災力の向上に繋がる。	各自自治体での総合防災訓練の実施・参加						→	無し
											研修会等の実施・参加						→	
	環境	し尿処理の広域化	汚水処理等を効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。	し尿・浄化槽汚泥等共同処理事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	M I C S事業(汚水処理施設共同整備事業)として、県の岩木川浄化センター内に「し尿等希釈投入施設(名称:津軽広域クリーンセンター)」を建設し、平成27年10月から、圏域内のし尿等を共同処理している。	・広域的集約処理による、汚水処理事業の効率化や施設管理・運営等の経費削減に取り組む。	し尿及び浄化槽・農業集落排水汚泥は、下水道の普及や人口減少により減少していくものと思われるが、今後も一定量の発生が見込まれる。これまで弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合がそれぞれ処理を行ってきたが、両組合の処理施設の老朽化や処理能力の低下に伴う更新時期に合わせ、M I C S事業(汚水処理施設共同整備事業)として、県の岩木川浄化センター内に「し尿等希釈投入施設(名称:津軽広域クリーンセンター)」を建設し、平成27年10月から圏域内のし尿等を共同処理している。	広域的集約処理による、汚水処理事業の効率化や施設管理・運営等の経費削減に取り組む。	施設管理・運営等の経費を削減することができる。	運転管理						→	無し

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針		第2次共生ビジョンでの取組内容													
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針	現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源				
1 生活機能の強化	環境	カラス対策の連携	カラスによる被害を軽減するため、連携して被害状況、個体数等を調査し、及び検証するとともに、検証結果に基づき、広域的かつ効果的なカラス対策を検証し、及び実施する。	カラス対策連携事業	弘前市、黒石市	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所におけるカラスのエサ断ちに関する対策を実施している。 毎年同時期（平成27年度は10月、1月、2月）に合同個体数調査を行ったうえで、被害調査、生態調査及び検証を実施している。 「弘前市カラス対策連絡協議会」を年2回開催し、被害状況等の情報を共有している。 その他調査・検証結果に基づいたカラス対策を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所におけるカラスのエサ断ちのための対策を継続していく。 合同個体数調査を弘前市と黒石市で継続していく。 「弘前市カラス対策連絡協議会」を継続し、黒石市をはじめ、圏域の市町村と情報共有を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> カラスの増加に伴いごみの食い散らかしや道路のふん害など、市域の環境美化に影響が出ている。 カラスによる被害を軽減するため、それぞれの市において様々な対策を実施している。 市域を超えて広範囲に生息するカラスの対策をそれぞれで講じるのは、効果が限定的であるため、両市で合同個体数調査を行い被害や生態を検証し把握するなど、連携した対策が必要不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> 弘前市カラス対策連絡協議会において被害状況等の情報を共有する。 合同個体数調査を行ったうえで、被害調査、生態調査及び検証を実施する。 ごみ集積所におけるカラスのエサ断ちに関する対策を実施する。 その他調査・検証結果に基づいたカラス対策を実施する。 	現在実施しているそれぞれの自治体の対策に加え、弘前市と黒石市での連携した対策を実施することにより、効果的かつ効果的なカラス対策が可能となり、住みよい街づくりや観光産業への貢献が期待できる。	情報共有	→									無し
											合同調査・検証	→									
											エサ断ち対策	→									
	環境	使用済小型家電リサイクルの促進	圏域における使用済小型家電の再資源化を住民に啓発するとともに、使用済小型家電を効率的にリサイクルする体制を整備する。	使用済小型家電リサイクル事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の廃棄物処理施設でのピックアップ回収を行った。 圏域住民への使用済小型家電の再資源化啓発を行った。 圏域内の公共施設などへ設置された回収ボックスによる拠点回収の効率化に向けた方法の検討について、ワーキング会議を行った。 圏域内での新たな効率的回収方法として「使用済小型家電等の宅配便回収についての連携と協力に関する協定」を締結し、平成28年3月から宅配便回収サービスを開始した。 	使用済小型家電リサイクルの促進の他に廃棄物の減量に向けた取組を検討するため、協定内容の拡充を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭から排出される使用済の小型家電には、有用な貴金属などが含まれているが、これまでは「燃やせないごみ」や「大型ごみ」として排出され、その多くは埋立処分されている。 使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するため、圏域内での新たな回収方法として「使用済小型家電等の宅配便回収についての連携と協力に関する協定」を締結し、平成28年3月から宅配便回収サービスを開始した。 使用済小型家電リサイクルの促進の他に廃棄物の減量に向けた取組を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の廃棄物処理施設でのピックアップ回収を行う。 圏域住民への使用済小型家電の再資源化啓発の方法の検討を行う。 圏域内の公共施設などへ設置された回収ボックスによる拠点回収の効率化に向けた方法の検討を行う。 圏域内での新たな効率的回収方法の検討を行う。 使用済小型家電リサイクルの促進の他に廃棄物の減量に向けた取組の検討を行う。 	有用な資源が再資源化されるとともに、最終処分場の延命化や処理経費の削減などが図られる。	ピックアップ回収	→								無し	
										啓発方法等検討	→										
										協定内容拡充の検討	→										
	その他	消費生活相談体制の広域的対応	圏域における消費生活相談を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図る。	弘前圏域消費生活相談事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	<ul style="list-style-type: none"> 圏域による消費生活相談体制を維持することにより、相談件数は増加している。 消費者被害減少のために必要な情報を提供し、未然防止を図る。 相談員の研修や情報収集等により、相談員の資質向上をおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費相談体制を維持することにより、住民サービスの向上につなげる。 消費者被害を未然に防止するために必要な情報を提供する。 更なる相談員の研修及び情報収集等により、多様化する消費者問題に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年の消費生活相談の内容は、複雑、多様化しており、相談員も専門的な知識を必要とすることが多い。 平成26年度以前は圏域市町村の中で消費生活センターを設置しているのは弘前市のみで、他市町村の消費生活センター設置は、専門相談員を配置するための財政的・人材的な面で困難な状況にあったことから、圏域における消費生活相談の窓口を弘前市市民生活センターとし、相談業務を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 弘前市市民生活センターで圏域における消費生活相談の窓口を実施する。 消費者の安全確保を図るため、消費生活に関する諸問題を解決できるよう相談を受け、助言を行うとともに、被害を未然に防止するために必要な情報を提供する。 そのほか、相談員の研修及び情報収集等の業務を行い、相談窓口の体制を充実させる。 	圏域市町村が単独で消費生活センターを設置するよりも経費の負担が軽減され、専門の消費生活相談員が確保される。	相談業務	→							青森県消費者行政推進事業費補助金		
										市町村への周知	→										

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針	
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針
2 結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	圏域公共交通ネットワークの再構築及び利用促進	地域公共交通の確保及び利便性向上に向けて、圏域における地域公共交通の実情を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、交通事業者と連携して、圏域の公共交通ネットワークの再構築及び利用促進に取り組む。	弘前圏域公共交通計画の策定	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	・弘前圏域地域公共交通計画を平成25年3月に策定 ・弘前圏域内市町村及び県の公共交通担当者及び交通事業者と連携し、弘前圏域内のバス路線のうち、浪岡線の一部、川原平線の一部、五所川原線の一部を再編	・弘前圏域公共交通計画を策定したため事業完了。 ・今後は青森県地域公共交通網形成計画と連携し、公共交通ネットワークの構築を図る。
				公共交通利用促進活動の実施	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	・弘前圏域内公共交通担当者会議を開催し、今年度の利用促進PR活動のスケジュール等の確認や、国・県から公共交通に関する様々な情報提供があり、担当者間での情報共有を図った。 ・公共交通の現状と必要性を記載したパンフレットを作製・配布し、周知を行った。	・地域公共交通の確保及び利便性向上に向けて、圏域における地域公共交通の実情を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、交通事業者と連携して、圏域の公共交通ネットワークの再構築及び利用促進に取り組む。
	地域内外の住民との交流・移住促進	婚活支援の推進	圏域全体に婚活支援を展開することで、多様な出会いの場の創出、成婚の促進及び定住人口の増加を図る。		弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	平成29年度より連携開始予定 (平成28年11月1日 協定締結済み)	
3 圏域マネジメント能力の強化	圏域市町村の職員等の交流	圏域市町村職員の育成	圏域市町村職員の能力の向上及び連携強化を図るため、合同研修を実施する。	圏域職員合同研修事業	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村	平成24年度より圏域市町村職員合同研修・圏域職員政策提言事業を毎年実施した。期待したとおりの効果があったため、今後も連携して実施する。しかし、各自治体で近年参加人数の確保に苦慮している傾向にある。また、政策提言事業では毎年同じテーマで政策提言を課しているため、考えられる事業が限られてきている。	・今後も合同研修及び政策提言事業を実施し、弘前圏域での連携を継続する。 ・合同研修は各自治体とも参加人数の確保に苦慮していることから、職員のニーズを把握して、実施研修の科目を検討していく。 ・政策提言事業は、提言事業のテーマを変更し、新たな圏域課題について、政策提言を課す。

第2次共生ビジョンでの取組内容										
現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源	
当該事業については、事業完了により第2次共生ビジョンには掲載しない。										
・圏域における公共交通の利用者は減少し続けているため、交通事業者の経常損失は年々増加し、その維持が難しくなっている。 ・通勤、通学、通院及び買物等の日常生活を営む上で必要不可欠な生活の足として、誰もが利用できる公共交通の維持・確保は重要な課題となっている。 ・地域の実情に即した持続可能な公共交通体系を構築するためには、圏域全体での計画的な取り組みが必要となっている。	・過年度に実施したアンケート、課題の改善を図るため、弘前市地域公共交通網形成計画を柱に掲載されている施策について、圏域市町村とも協力を進めて、必要に応じて内容の検証や見直しを行っていく。 ・弘前市地域公共交通再編実施計画を策定し、持続可能な公共交通ネットワークの再編を実施するとともに、県が策定した青森県地域公共交通網形成計画を踏まえた広域的な路線の再編等の検討を進めていく。 ・各市町村の広報紙やホームページなどの広報媒体を活用した公共交通機関利用の呼びかけや、圏域住民の自発的な公共交通利用を促すためのモビリティ・マネジメント等の取組を実施する。	普段公共交通を利用しない住民に対し、公共交通を利用するメリットや必要性を幅広くPRすることによって利用を促進し、圏域における公共交通の維持確保に資する。	利用啓発活動の実施							無し
・職員研修は、圏域内の各市町村において研修計画を定めて企画、実施し、また、専門の研修機関などへ職員を派遣している。 ・地域分権の進展や多様化する住民ニーズに、的確に対応できる職員の能力の向上や意識改革が重要な課題となっている。	①圏域市町村職員との合同研修を実施する。 ・タイムマネジメント研修、メンタルヘルス研修、文書作成力向上研修など ②圏域における共通の行政課題や推進事業について、圏域市町村職員がともに調査、研究を行い、提言できる機会を創出する。 ・圏域職員政策提言事業	圏域市町村職員の能力の向上や圏域市町村間における職員の連携強化が期待できる。	合同研修の実施							無し
			圏域職員政策提言事業							

協定に基づき推進する具体的取組						現行ビジョンでの取組内容・評価・今後の方針		第2次共生ビジョンでの取組内容									
政策分野	分野	取組の名称	取組の内容	事業名	関係市町村	取組内容及び評価	今後の方針	現状と課題	事業内容	効果	スケジュール	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	特定財源
3 圏域マ ネジメ ント能 力の強 化	行政 事務 の効 率化	電算シ ステムの共 同利用	電算システム の共同利用に より、コスト の削減、利便 性、効率化、 セキュリティ の向上、災害 時の業務継続 における対応 力の強化を図 る。	電算システ ム共同利用 推進事業	弘前市、 大鰐町、 田舎館 村、西目 屋村	平成27年4月1日より電算システ ムの共同利用を実施。経費削減 及びセキュリティ向上など期待 した効果があった。	今後も共同での電算システム利 用を継続していく。	厳しい財政状況が続く圏域の各 自治体においては、経常的経費 で多額な電算システム費用の削 減を図ることが大きな課題と なっている。	・住民記録系業務、税系業務、 福祉業務等を対象とした電算シ ステムを共同利用する。 ・現行システムが平成33年度ま での利用のため、次期システム 導入に向け検討を実施する。	災害対策の強 化とセキュリ ティの向上等 が図られると ともに、経費 を削減するこ とができる。	共同利用 の実施	→					無し
											次期共同 利用シス テムの検 討						